

京都市交通局管理規程第 1 2 号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第 4 1 条第 1 項の表を次のように改める。

定期観光系統	旅客運賃の額
A コース	円 4, 9 5 0 ( 2, 7 8 0 )
A S コース	3, 2 0 0 ( 1, 8 5 0 )
A X コース	4, 4 0 0 ( 2, 2 5 0 )
B コース	6, 1 7 0 ( 3, 3 3 0 )

C コース	6, 300 (2, 980)
CH コース	5, 000 (2, 650)
CS コース	4, 700 (2, 130)
D コース	7, 100 (3, 450)
DS コース	8, 900 (5, 100)
DL コース	2, 800 (1, 240)
DN コース	2, 100 (1, 050)
DX コース	6, 800 (4, 850)
F3 コース	6, 300 (2, 980)
G コース	8, 800 (7, 190)
GS コース	2, 100 (1, 050)

GLコース	4,200 (3,150)
Hコース	7,800 (5,550)
Jコース	5,600 (2,650)
JSコース	7,600 (4,950)
KHコース	3,200 (1,110)
KNコース	2,000 (760)
KSコース	7,350 (4,300)
Nコース	7,800 (6,600)
NDコース	5,800 (4,590)
NEコース	5,250 (4,200)
NHコース	6,700 (4,480)

NKコース	2,800 (1,400)
NLコース	3,200 (1,360)
NWコース	8,800 (6,300)
NYコース	4,800 (1,850)
NZコース	6,800 (5,100)
Pコース	8,500 (5,610)
PSコース	7,300 (4,950)
Qコース	6,830 (3,090)
QSコース	8,900 (5,420)
QNコース	5,200 (3,900)
Rコース	8,500 (5,260)

RSコース	3,500 (1,680)
SLコース	4,100 (1,260)
Uコース	9,500 (6,220)
USコース	9,500 (6,120)
Vコース	8,200 (5,200)
XPコース	2,800 (1,400)

備考 ( )内は、小児の運賃である。

別表第1第1号中(第2条関係)

「

37	西賀茂車庫前～三条京阪前	北大路バスターミナル, 出雲路橋, 河原町三条
----	--------------	-------------------------

」

を

「

37	西賀茂車庫前～三条京阪前	北大路バスターミナル，出雲路橋，河原町三条
特 37	西賀茂車庫前～北大路バスターミナル	大宮交通公園前，下岸町，北大路堀川

」

に改め，同表第 2 号中

「

100	京都駅前，七条京阪前，博物館三十三間堂前，東山七条，五条坂，清水道，祇園，東山三条，京都会館美術館前，動物園前，東天王町，宮ノ前町，銀閣寺前，銀閣寺道，錦林車庫前，東天王町，動物園前，京都会館美術館前，神宮道（復路のみ），東山三条，祇園，清水道，五条坂，東山七条，博物館三十三間堂前，七条京阪前，京都駅前
-----	--

」

を

「

100	京都駅前，七条京阪前，博物館三十三間堂前，東山七条，五条坂，清水道，祇園，東山三条，京都会館美術館前，動物園前，岡崎道，東天王町，宮ノ前町，銀閣寺前，銀閣寺道，錦林車庫前，東天王町，岡崎道，動物園前，京都会館美術館前，神宮道（復路のみ），東山三条，祇園，清水道，五条坂，東山七条，博物館三十三間堂前，七条京阪前，京都駅前
-----	--

」

に改める。

#### 附 則

この規程は，公布の日から施行する。ただし，第 4 1 条の改正規定は，同年 3 月 2 0 日から施行する。

（交通局自動車部運輸課）